

平成 30 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社リミックスポイント  
 代表者名 代表取締役社長 小田 玄紀  
 (コード番号：3825)  
 問合せ先 管理部 部長 廣谷 慎吾  
 (TEL：03-6303-0280)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 28 日に開催予定の当社定時株主総会（以下、本定時株主総会）に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 目的事項

今後の事業内容の多様化及び今後の事業展開に備え、現行定款第 2 条（目的）の事業目的につき所要の変更を行うものであります。

##### (2) 本店移転

ビジネス環境の改善による業務効率の向上を図るため、現行定款第 3 条（本店の所在地）に定める本店所在地を、東京都目黒区から東京都港区に変更するものであります。

##### (3) その他、不要となっていた条文の削除及び字句の修正等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条<条文省略>	第 1 条<現行どおり>
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～ 2 7. <条文省略>	1. ～ 2 7. <現行どおり>
<新設>	<u>2 8. 教育及び研修に関する事業</u>
<新設>	<u>2 9. 教育に関する教材、教具、機器、文具、コンテンツ及び出版物の企画、開発、製作、編集、出版及び販売</u>
<u>2 8. ～ 3 4. &lt;条文省略&gt;</u>	<u>3 0. ～ 3 6. &lt;現行どおり&gt;</u>
<u>3 5. 金銭の貸借の媒介及び保証、金融商品取引業、銀行代理業その他金融業</u>	<u>3 7. 金銭の貸借の媒介及び保証、並びに銀行代理業その他金融業</u>

<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p><u>36. 仮想通貨交換業</u></p> <p><u>37. 各種金融商品の企画、開発、販売</u></p> <p><u>38.～39. &lt;現行どおり&gt;</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p><u>40.～52. &lt;条文省略&gt;</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。</p> <p>第4条～第7条&lt;条文省略&gt;</p> <p>(单元未満株主についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.～3. &lt;条文省略&gt;</p> <p><u>4. 次条に定める請求をする権利。</u></p> <p>第9条～第41条&lt;条文省略&gt;</p> <p>(配当金の除斥期間) 第42条 <u>期末配当金及び中間配当金が</u>、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 ② <u>未払の期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p><u>38. 金融商品取引法に基づき行うことのできる金融商品取引業</u></p> <p><u>39. 仮想通貨交換業及び仮想通貨に関するデリバティブ関連業務</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>40.～41. &lt;現行どおり&gt;</u></p> <p><u>42. 資金決済法に基づき行うことのできる業</u></p> <p><u>43. 商品投資販売業及び商品投資顧問業</u></p> <p><u>44.～56. &lt;現行どおり&gt;</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条～第7条&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(单元未満株主についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.～3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第9条～第41条&lt;現行どおり&gt;</p> <p>(配当金の除斥期間) 第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは</u>、当社はその支払の義務を免れる。 ② <u>未払の配当金</u>には利息をつけない。</p>
--	---

3. 日程

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成30年6月28日(木曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日      | 平成30年6月28日(木曜日) |

以上